

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	男女共同参画・共生社会推進統括官
契約締結年月日	令和5年4月1日
契約者名	公益財団法人山梨県国際交流協会
契約名	令和5年度地域日本語教育推進事業における総括コーディネーター等設置業務委託
契約金額 (税込み)	9,680,000円
随意契約理由	<p>当該委託業務は、本県における在住外国人に対する日本語教育を充実させることにより、外国人の日本語能力を高め、生活力の向上に寄与し、また地域日本語教室への参加を契機に地域社会とのつながりを持ちながら、安心して暮らせる環境づくりを推進すること及び外国人が「自立した言語使用者」として地域で生活していく上で必要となる日本語レベルを身に付けるため、本県における「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムを日本語教師などの専門的知識を有する人材のもとで開発することを目的とするものである。</p> <p>(公財)山梨県国際交流協会は、定款第4条の規定により、多文化共生の推進に関することを事業内容としており、外国人支援につながる県委託事業や自主事業を一貫して行ってきたが、特に地域日本語教育の分野では、初級日本語教室の開催や日本語能力試験対策の講座を開催するなど、長く日本語教育に関する事業を運営してきたほか、日本語教師の資格を有し、地域日本語教育コーディネーターの経験がある専門的知識を有する人材も採用している。</p> <p>その他にも、これまで旧県立国際交流センターの指定管理者として、外国人を対象とした法律相談や防災訓練の実施、在留手続き・雇用・子育てなどの生活に関わる様々な事柄について適切な情報提供や相談を行う「やまなし外国人相談センター」の運営も行っており、その業務実績から日本語教育も含めた多文化共生全般の知識や実務に精通している。</p> <p>また、令和5年度から「国際交流・多文化共生センター」の運営委託業務も受託しており、当該センターにおいて実施する多文化共生の取り組みと連携して、地域日本語教育の推進に資する取り組みを一体的に行っていく旨を運營業務委託に係るプロポーザル審査時にも表明している。</p>

	<p>上記理由から、地域日本語教育についても、(公財)山梨県国際交流協会に委託することで、多文化共生の取り組み全般を有機的に連携していくことができ、当該協会はそれを可能とする唯一の団体である。</p> <p>よって、本業務はその性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号